

# 令和7年度香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会 開催結果

## 1 日時

令和7年8月1日（金） 午後2時～4時

## 2 場所

香川県庁北館4階 401会議室

## 3 出席者

○委員 木村晃子、高岡令子、筒井由果、西亀泰、武藤幸雄（敬称略）

○県 藤倉農政水産部次長、安藤課長補佐、川田副主幹、渡辺主任

○傍聴者 なし

## 4 開催（審議）内容

- (1) 令和6年度中山間地域等直接支払制度の実績
- (2) 令和7年度における制度の推進について
- (3) 棚田地域振興活動加算の措置に係る定量的目標について

## 5 配付資料

資料1：委員会の公開・傍聴について  
資料2：令和6年度中山間地域等直接支払制度の実績について  
資料3：令和7年度中山間地域等直接支払制度の推進について  
資料4：棚田地域振興活動加算の措置に係る定量的目標について

## 6 開催（審議）結果

- (1) 令和6年度中山間地域等直接支払制度の実績

中山間地域等直接支払制度の概要を説明したのち、令和6年度の実施状況を説明し、意見交換を実施した。

- (2) 第6期対策における制度の推進について

中山間地域等直接支払制度第6期対策の概要及び令和7年度の推進方策について説明し、意見交換を実施した。

- (3) 棚田地域振興活動加算の措置に係る定量的目標について

令和7年度から棚田地域振興活動加算に取り組む予定の集落協定について、加算措置への取り組みにあたって協定が設定した目標について説明し、設定された数値目標が妥当であるか意見交換を実施した。

委員からの意見は以下のとおり。

## 7 主な内容・意見

### ○ 令和6年度中山間地域等直接支払制度の実績

**委員**・当制度に取り組む組織及び面積について、期が移行するときに大きく減少し、その後、新たな期の5年間の中で増加していく傾向にある。これはどのような要因からか。

→この制度の要件の1つに5カ年の農業活動の継続がある。毎年農業活動をすることで、集落ごとに面積当たりの交付金が交付されるが、途中の年度で活動が継続できなくなってしまった場合は交付金を返還することとなる。そのため、次の期に移行する時、5年間の農業生産活動の継続が無理だと考えた組織が活動廃止することで、組織数・面積の減少につながっている。期の5カ年中の増加については、既存組織の取組面積増加やこれまで制度に取り組んでいなかった地域で、新しく組織が設立するとことで増えていく傾向にある。

**委員**・中山間地域等直接支払に取り組む組織の参加者数はどう変化しているか。

→令和元年度は集落の参加者数が6,418人、うち農業者が5,994人。そのため、令和6年度は令和元年度に比べて600人ほど活動に参加する人数が減っている。参加者の構成割合は、9割以上が農業者で構成されており、比率についてはほとんど変化がないという状況。

### ○令和7年度中山間地域等直接支払制度の推進

**委員**・ネットワーク化活動計画で選択する取組の1つとして「統合」がある。この統合については、①新しく統合して10ha以上の協定農用地面積とする協定と、②既に協定面積が10ha以上ある集落協定が対象になっている。後者の場合は、元々の協定農用地面積が10ha以上あれば、ネットワーク活動計画の条件を満たしているとみなすのか。

→既に協定の面積が10ha以上ある協定については、組織の役員継承計画を作成することで、ネットワーク化活動計画の作成としてみなすことができる（体制整備単価で交付を受けることができる）。第6期対策から新たに設定されたネットワーク化活動計画については、各市町で開催される組織向けの説明会で作成の仕方・取組方法について説明に回り、積極的な取組の推進を行った。

**委員**・ネットワーク化活動計画の中で選択する取組の1つである「多様な組織等の参画」については、農業者団体以外の組織の参加や、非農業者の参画をすすめる計画を作成することとなっている。近年、農村地域等で関係人口の増加を目指す傾向にあるが、一時的に他の地域から中山間地域等の集落に支援に来る人もこの「多様な組織等の参画」の対象になるのか。

→農業者団体以外の組織については構成員として加入するか、活動連携する取り

決め（連携協定）等を交わすことで、多様な組織の対象になる。非農業者の場合も集落協定の構成員に加入してもらうことで、対象になる。外部から地域の活動に参加してもらう場合でも、毎年集落の共同活動等に参加してもらえるのであれば対象になる。

**委員**・県の推進方針において、中山間地域等直接支払制度対象地域の拡大に向けた検討を進めていくとのことだが、現在制度対象に含まれてない地域において制度対象地域にして欲しいという要望はあるのか。

→直接組織からの問い合わせ・要望は無いが、市町（担当者等）とやり取りする中で現在、制度対象外の地域だが傾斜地で農業に取り組んでいる集落は存在するため、そういった地域でも取り組めないかという意見が挙げられている。

**委員**・大区画化されたほ場で効率的な営農を展開することも目指すべき農業経営の1つのスタイルと思われるが、中山間地域等では狭い土地でも工夫して付加価値をつけるなど色々とチャレンジして取り組まれている農業者もいるため、大区画化や担い手への集約だけでなく農業のあり方も多様で良いと思う。

→委員の御意見のとおり、県内において大区画化されていない地域や中山間地域などの条件不利地域では、兼業農家などの小規模農業者によって支えられている。

そのため本県では昨年度から、農業経営の発展に意欲的な農業者を幅広く支援する「多様な農業人材認定制度」という制度を作り、兼業農家や定年帰農者等を含めた農業者に対して、栽培技術・農業経営に係る支援や機械の整備に対する支援を行っている。

**委員**・平野部で生産された農産物と中山間地域等で生産された農産物が同じ場所で陳列・販売されていることがもったいないと感じる。中山間地域等で生産された農産物については区別化して販売できる環境を整えるとともに、消費者に対してもっとアピールして欲しい。

→県内では棚田地域を「棚田20選」として選定して情報発信に取り組んでいる。棚田地域の農産物のブランド化等に取り組んでいる地域も存在するため、そういった地域の特色ある取組み、棚田の魅力を広く知ってもらえるようにPRに努めていきたいと考えている。

## ○棚田地域振興活動加算の措置に係る定量的目標について

**委員**・今年は渇水や高温障害により水稻の収量・品質の低下が懸念される。それら外部の環境要因で生産量が減少することも考えられるが、この棚田地域振興活動加算について、目標を達成できなければどうなるのか。

→どれか1つでも目標を達成できない場合、基本的に交付金返還になる。ただし気象災害の発生等による目標の未達等であれば、交付金の返還が免除される場合がある。

**委員**・ 棚田加算については3つの定量的な目標設定が必要となっているが、この3つの目標のうち、どれか1つでも達成できなかつたら返還なのか。A集落協定は4つ目標を立てているが、目標未達による返還の可能性があるのであれば、最低限の目標数の方が良いのではないか。

→加算を活用するにあたり、妥当かつ達成可能な目標を設定することが望ましい。一方で、加算に取り組む組織は活動意欲が高いこともあり、これまでの活動実績に基づいて意欲的に目標を設定し、棚田地域活性化のために取り組むこととしている。

**委員**・ A集落協定の目標について、有害鳥獣の捕獲頭数の目標が第5期対策と比べて2倍になっている。目標値として妥当か懸念はあるが、地元行政との協議・判断のうえで設定いただいた数字であれば問題ないかと思われる。

→再度、市町の行政担当に確認し、これまでの発生頭数や捕獲計画に基づいた目標設定となるよう指導・助言する。

**委員**・ B集落協定について、第5期対策の目標達成状況をみると米の販売金額目標と達成金額が数万円と僅差である。販売数量と単価に基づいた金額目標で、達成が十分に見込まれるのであればそれで良いと考えるが、第6期対策の目標設定について高すぎる目標になっていないか？

→集落の農地全体で作付けしているため、全体の生産量を増加させることは困難である。地元としては更なるブランド化を図ることで販売金額を増加させる考え。また、昨年度から酒米にも取り組んでおり、加工用米としての生産、販売金額の向上が見込まれることから達成可能と考えている。いずれの目標も達成可能な目標設定になるよう市町、組織に対して再度確認する。